

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年5月26日	不動産番号	2700005536268
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	八頭郡智頭町大字智頭字段			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1969番1	田	2238		余白	
余白	余白	1882		③1969番1、1969番4、1969番5に分筆 〔昭和46年11月22日〕	
余白	余白	1850		③1969番1、1969番7に分筆 〔昭和49年9月13日〕	
1970番	宅地	265	00	昭和49年12月28日土地区画整理法による換地処分 他の換地 1970番1ないし1970番4 〔昭和50年1月18日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年5月26日	
余白	余白	816	41	③1970番1、1970番2を合筆 〔令和1年12月2日〕	
1970番59	余白	220	92	③錯誤 ①③1970番59ないし1970番61に分筆 〔令和1年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和52年1月18日 第106号	原因 昭和52年1月6日売買 所有者 鳥取県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年5月26日
2	合併による所有権登記	令和1年11月18日 第13249号	所有者 鳥取県

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年12月6日
鳥取県地方務局

登記官

山内立春



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2700010081083
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	八頭郡智頭町大字智頭字段			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1970番60	宅地	299.29		1970番から分筆 〔令和1年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和1年11月18日 第13249号	所有者 鳥取県 順位2番の登記を転写 令和1年11月18日受付 第13250号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年12月6日
鳥取地方法務局

登記官

山内立春



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2700010081084
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	八頭郡智頭町大字智頭字段			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1970番61	宅地	287.45		1970番から分筆 〔令和1年12月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和1年11月18日 第13249号	所有者 鳥取県 順位2番の登記を転写 令和1年11月18日受付 第13250号

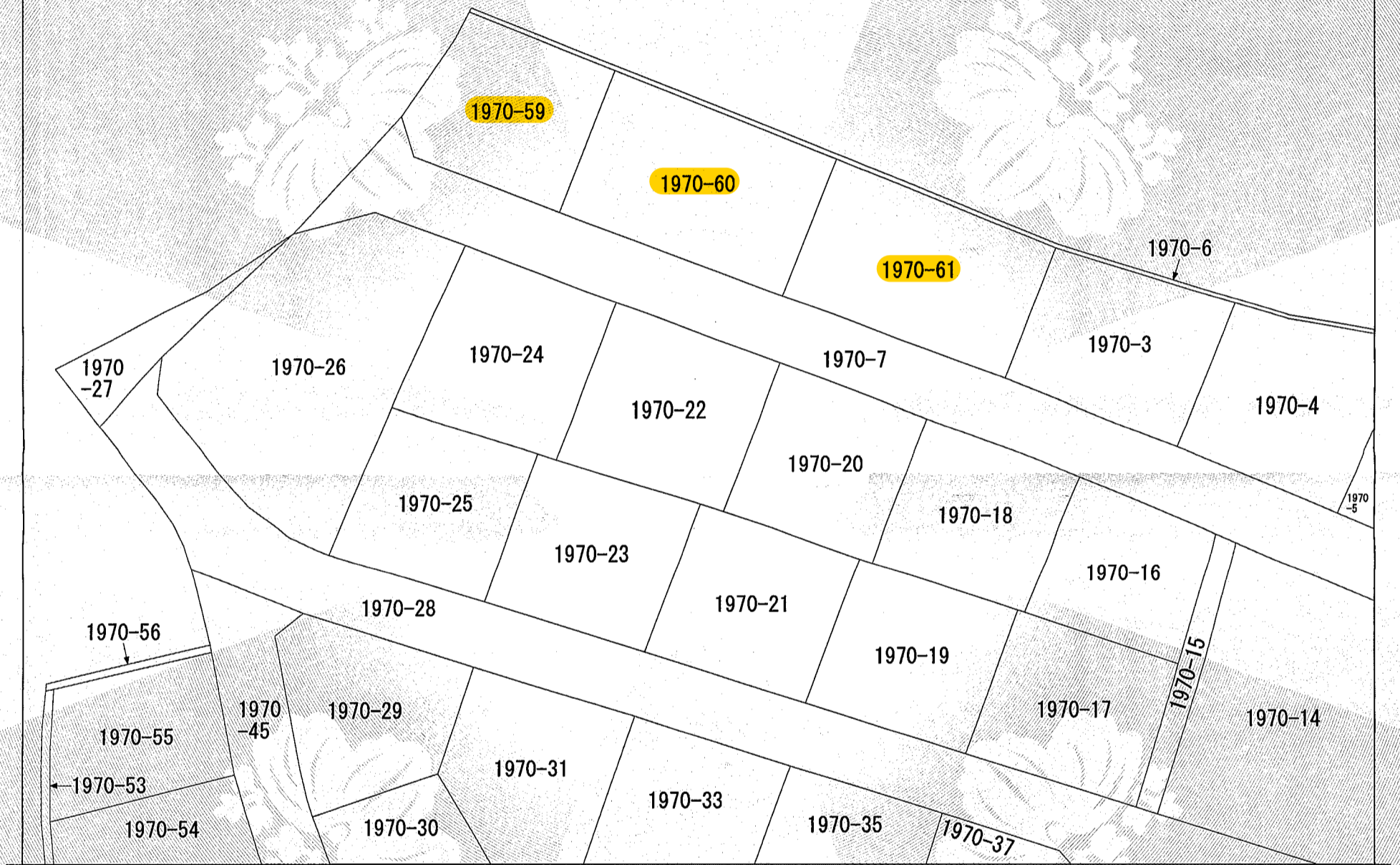
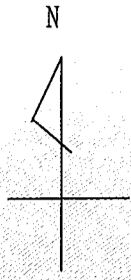
これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和元年12月6日
鳥取地方務局

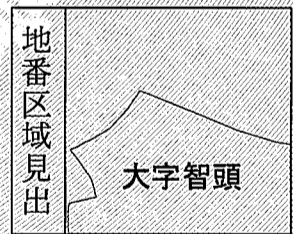
登記官

山内立春





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	八頭郡智頭町大字智頭字段			地番	1970番60		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和50年1月6日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和元年12月6日
鳥取地方法務局

登記官

山内立春



請求番号：25-2
(1/1)

公用

登記年月日：令和1年12月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和元年12月6日 鳥取地方務局

登記官

山内立春



直角座標法求積表

地番 (A) 1970-59				
NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離
K32	116.516	113.403	1661.867708	14.69
K46	109.759	126.452	739.007347	13.89
K33	97.380	120.136	-1880.505180	14.46
K6	103.725	107.141	-1433.583225	3.96
K7	107.601	106.315	543.169848	9.09
K8	114.546	112.189	811.902048	2.31
合計			441.858546	
合計面積			220.927730	
合計地積			220.92 m ²	

地番 (B) 1970-60				
NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離
K33	97.380	120.136	-1301.386320	13.89
K46	109.759	126.452	2836.831114	21.99
K47	99.645	145.982	1331.655780	13.38
K35	87.770	139.816	-2268.503420	21.90
合計			598.597154	
合計面積			299.2985770	
合計地積			299.29 m ²	

地番 (C) 1970-61				
NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離
K23	78.121	159.577	-1995.991550	21.99
K35	87.770	139.816	-1193.233150	13.38
K47	99.645	145.982	2545.929750	21.82
K43	89.607	165.366	1218.207165	12.86
合計			574.912215	
合計面積			287.4561075	
合計地積			287.45 m ²	

合計 807.6839575 m²

座標一覧表

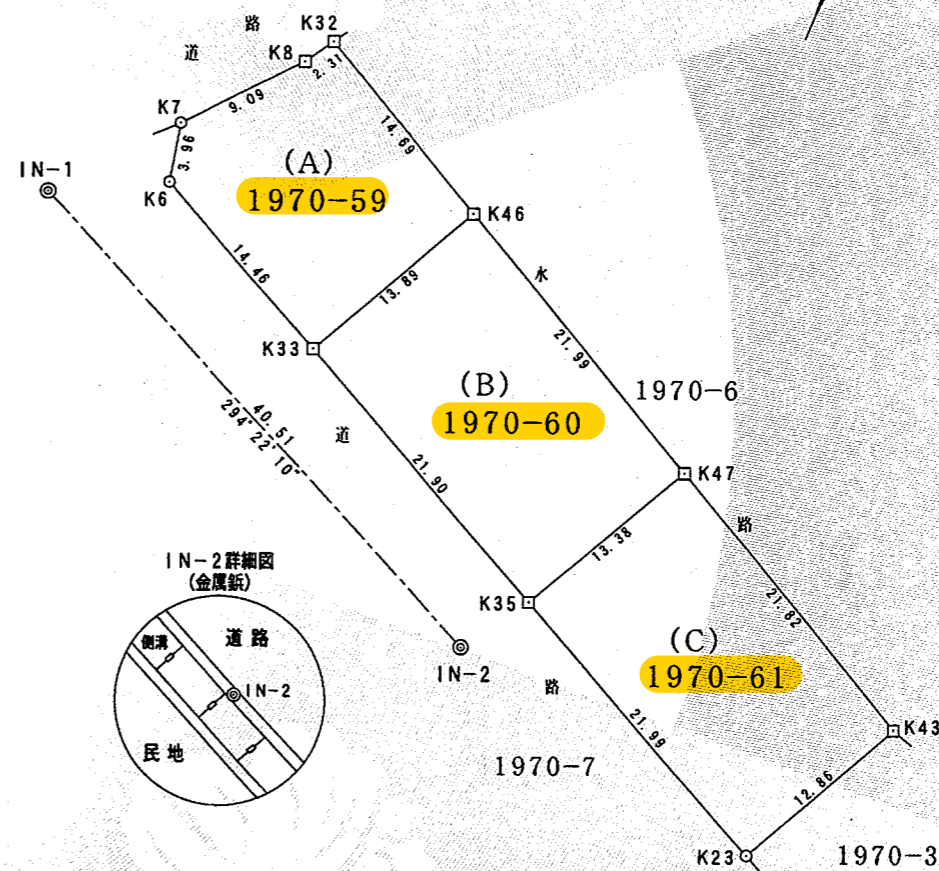
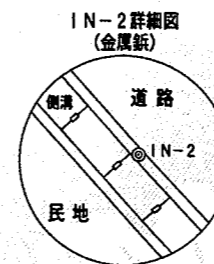
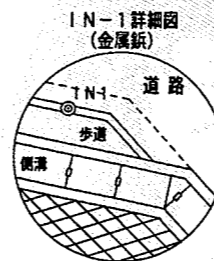
参照点の名称	X	Y	標識の種類
IN-1	100.000	100.000	金属板
IN-2	83.282	136.907	金属板

参照点・境界点表

器械点 (IN-2)		後視点 (IN-1)	
X座標	83.282	X座標	100.000
Y座標	136.907	Y座標	100.000
方向角	294° 22' 10"	距離	40.51
境界点		観測角	距離
K33 (金属プレート)	15° 40' 50"		21.90
K35 (金属プレート)	98° 34' 40"		5.34

報告書番号 1900146

地番	1970番59 1970番60 1970番61	地積測量図
土地の所在	八頭郡智頭町大字智頭字段	



筆界	境界標の種類
K6, K7, K23	○ 矢金 (既存) ⊗
K8, K32, K33, K35, K43, K46, K47	□ 金属プレート (新設) ⊗

平面直角座標系の番号
測量年月日 令和1年10月5日

作成者 土地家屋調査士 杉本守邦 (令和1年11月14日作成)

囑託者 鳥取県知事 平井伸治

縮尺 1/500

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成15年5月26日	不動産番号	2700005541082
所在図番号	余白				
所在	八頭郡智頭町大字智頭字段 1970番地			余白	
家屋番号	1970番			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	58.18		昭和52年3月30日新築	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年5月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年2月17日 第538号	原因 平成3年3月21日売買 所有者 鳥取県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年5月26日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成30年8月13日
鳥取地方務局

登記官

山内立春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成15年5月26日	不動産番号	2700005541083
所在図番号	余白			
所在	八頭郡智頭町大字智頭字段 1970番地1、1970番地			余白
家屋番号	1970番1			余白
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	116.36	昭和52年3月30日新築	
余白	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年5月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年2月17日 第536号	原因 平成3年3月21日売買 所有者 鳥取県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年5月26日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成30年8月13日
鳥取地方務局

登記官

山内立春



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。